

第4回障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)策定検討委員会での意見

所属・団体名	発言・要望内容
日本障害フォーラム	<p>○重度の障がいの方の介護について、重度の方は「意思決定」ができない人が多い。「意思決定」を支援するようなこと、本人の意思決定ができない方をどのようにサポートするかを盛り込んでほしい。</p> <p>○合理的配慮の提供について、条例は「相談支援」だけで終わっているように思える。差別解消法の地域支援連絡会は条例とどのような関係になるのか。差別解消に向けた取組を行うにあたり、根本的にどのようなことが差別なのかを県民に理解いただき、啓発についても盛り込んでいただきたい。</p> <p>○差別解消法が施行されて以来、各県がいろいろと条例を作っているので参考にしてみてもどうか。差別のない方法で対応する方法や「不当な差別とは」「合理的配慮とは」どういうものなのかという例を紹介することに力を入れてほしい。</p>
一般社団法人鳥取県社会福祉士会	<p>○重度の障がいのある方が、自分で意思決定できない場合について、介護者による意思決定の支援、権利擁護のことについても盛り込んでほしい。</p>
公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	<p>○「手話言語」と表記することについて、愛知県の手話言語条例は「手話言語」と表記されている。そのあたりを参考に、前向きに検討していただきたい。</p> <p>○条例案は事務局で作成するという説明があった。</p> <p>手話言語条例検討のときは、条例案をもとに議論してきたこともあり、この条例についても同じように進められると思っていた。その条例案をみて、協会としての意見をとりまとめたいと考えていた。条例案を示してもらえないか。</p>
全国重症心身障害児者を守る会鳥取県支部	<p>○重症心身障害の子どもたちは、自分で発信することができないため、介助者の手を借りることになる。これは条例に盛り込むことは難しいかもしれないが、具体的施策の方でいろいろと配慮していただけたらと思う。</p>
一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会	<p>○障がい者の支援について、前回の委員会で、地域の民生委員に一度も会ったことがないという意見が記憶に残っている。条例制定時に、どの程度理解周知が図られるのか、ぜひ周知をお願いしたい。</p>
伯耆町教育委員会	<p>○障がいを理由とする差別の解消に関する教育・啓発について、法律と重複してでも盛り込んでほしい。</p>
特定非営利活動法人鳥取県断酒会	<p>○差別解消法の中の「不当な差別」や「合理的配慮」というのは一般の人にはわかりにくい。</p> <p>○条例は「規制」の条例ではなく、共有することが一番大切。わかりやすい言葉で書いてほしい。</p>
鳥取県清音会	<p>○条例は県が出すものだが、市町村はどのような位置付けになるのか。市町村は県に従わないといけないのか。</p>
公募	<p>○見えない人、聞こえない人とこの会議の中にもいろいろな方がいらっしゃるが、私自身も歳を取り耳も聞こえにくく、目も見えにくくなっている。大きな会場でプロジェクターがあったりといったようにハイテクなシステムを使っていたりすると共有も早くなるのではないか。</p>